

医療的処置が必要な方のお受入に関して

令和6年11月1日現在

医療的処置の内容	お受入の可否	備考（お受入れ可能条件等）
インスリン注射	△	看護師の勤務している日勤帯で対応可能な方
血糖値測定（BSチェック）	△	看護師の勤務している日勤帯で対応可能な方は可
褥瘡（床ずれ）	△	軽度なら可、その他治療済みなら可
胃ろう	△	自己抜去の危険性がなければ可 お受入れの人数制限があります
経鼻経管栄養	×	
在宅酸素	△	自己抜去、酸素流量の自己調整等の危険性がなく、 酸素使用の認識ができていの方であれば可
人工呼吸器	×	
尿道留置（バルーン）カテーテル	△	自己抜去の危険性がなければ可
ストーマ（人工肛門）	△	理解力の低下により損傷の危険性のある方は不可 造設直後の方は、要相談
定時導尿	×	
人工透析	△	
痰の吸引	△	夜間吸引が必要な方は不可
点滴	×	
IVH（中心静脈栄養）	×	
埋め込み式静脈ポート（カテーテル）	×	
疼痛ケア	△	麻薬の点滴は不可
ペースメーカー	○	
ネブライザー	×	
結核	×	陳旧性は可、活動性は不可
疥癬	△	治療が完治していれば可
緑膿菌	×	
B型肝炎（HBV）、C型肝炎（HCV）	△	抗原（+）の場合は、検査結果を要提出

○：お受入れ可能 △：応相談 ×：お受入れ不可

- ※ 上表において△の場合には、ご状態により判断させていただきます。
- ※ 身体拘束が常時必要な方は、ご入居不可となります。
- ※ 特別養護老人ホームは生活の場であり、病院ではありません。
ご入居後は、当施設の配置医が往診を月1回程度行います。往診医での往診が困難な場合は、外部医療機関への受診はご家族様へ対応をお願いすることがございます。